令　和　３　年　度

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予算書

令和　３年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業
特別会計予算総括表

歳　　入

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	構成比
1 保留地処分金	50,000	35,000	15,000	11.8%
2 使用料及び手数料	2	2	0	0.0
3 繰入金	317,920	354,671	△36,751	75.2
4 繰越金	1,000	1,000	0	0.2
5 諸収入	167	167	0	0.0
6 市債	54,000	51,800	2,200	12.8
○ 国庫支出金	0	38,400	△38,400	－
歳入合計	423,089	481,040	△57,951	100.0

歳　　出

（単位　千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	構　成　比
1 総務費	13,983	20,510	△6,527	3.3%
2 事業費	245,109	267,949	△22,840	57.9
3 公債費	162,997	191,581	△28,584	38.5
4 予備費	1,000	1,000	0	0.3
歳　出　合　計	423,089	481,040	△57,951	100.0

令和　３年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業
特別会計歳入歳出予算整理表

歳　　入

（単位　千円）

当初及び補正予算 議決年月日 款		当　初 令和　３年 ３月　　日	第１号 令和　　年 月　　日	第２号 令和　　年 月　　日	第３号 令和　　年 月　　日	第４号 令和　　年 月　　日	第５号 令和　　年 月　　日
1 保留地処分金	補正						
	現計	50,000					
2 使用料及び手数料	補正						
	現計	2					
3 繰入金	補正						
	現計	317,920					
4 繰越金	補正						
	現計	1,000					
5 諸収入	補正						
	現計	167					
6 市債	補正						
	現計	54,000					
歳　入　合　計	補正						
	現計	423,089					

歳　　出

（単位　千円）

款 ＼ 当初及び補正予算 議決年月日		当　初 令和　3年 3月　日	第1号 令和　年 月　日	第2号 令和　年 月　日	第3号 令和　年 月　日	第4号 令和　年 月　日	第5号 令和　年 月　日
1 総務費	補正						
	現計	13,983					
2 事業費	補正						
	現計	245,109					
3 公債費	補正						
	現計	162,997					
4 予備費	補正						
	現計	1,000					
歳　出　合　計	補正						
	現計	423,089					

小牧市議会議案第３４号

令和３年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予算

令和３年度小牧市の尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ423,089千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地　方　債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和３年２月２４日提出

小牧市長　山　下　史守朗

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額
1 保留地処分金		50,000 千円
	1 保留地処分金	50,000
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		317,920
	1 一般会計繰入金	317,920
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		167
	1 預金利子	1
	2 雑入	166
6 市債		54,000
	1 市債	54,000
歳　入　合　計		423,089

歳　　出

款	項	金　額
1 総務費		13,983 千円
	1 総務管理費	13,983
2 事業費		245,109
	1 事業費	245,109
3 公債費		162,997
	1 公債費	162,997
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		423,089

第２表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 54,000	証書借入 又は 証券発行	% ４．５以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
計	54,000			